

平成 30 年 2 月 1 日
午前 9 時 30 分から
区役所 13 階大会議室 A

平成 29 年度第 4 回 足立区環境審議会資料

<報告事項>

報告事項 1	カーボン・オフセットの実施について	・・・1
報告事項 2	「あだち環境かるた 3」に採用する読み札の決定について	・・・4
報告事項 3	フードドライブ（未利用食品の回収）の常時受け入れ窓口の開設について	・・・6
報告事項 4	都市鉱山から作るメダルプロジェクトについて	・・・8
報告事項 5	竹ノ塚駅付近連続立体交差事業の環境影響評価事後調査報告書の提出について	・・・9
報告事項 6	省エネ法及び東京都環境確保条例に基づく報告書の提出について	・・・11

平成 29 年度第 4 回足立区環境審議会資料

件 名	カーボン・オフセットの実施について
所管部課	環境部環境政策課
内 容	<p>平成 27 年度から区の事務事業においてカーボン・オフセット（※）を実施している。平成 29 年度は区の公用車使用に伴い排出される二酸化炭素（以下「CO₂」）について、カーボン・オフセットを実施する。</p> <div data-bbox="352 678 1406 1055" style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>※カーボン・オフセットとは</p> <p>自らの活動により排出する CO₂ の削減努力をしたうえで、どうしても削減できない CO₂ 排出量の全部または一部を、他の場所の CO₂ 吸収・削減のための活動で埋め合わせ、相殺すること。活動により生み出された CO₂ 吸収・削減量は、公的な認証を受けて売買可能な権利であるオフセット・クレジットとなり、このオフセット・クレジットを用いて、カーボン・オフセットを実施する。</p> <p>カーボン・オフセットは、CO₂ の排出削減・吸収活動を支援する手段であり、地球温暖化対策の一つとして、世界中で取組みが進められている。</p> </div> <p>1 これまでに実施したカーボン・オフセットの主な事例 平成 27 年度 清掃車 66 台の一年間の走行に伴う排出量 520 t をゼロに 平成 28 年度 2 月 1 か月間の本庁舎の電気・都市ガス使用に伴う排出量 351 t をゼロに</p> <p>2 平成 29 年度のカーボン・オフセットの内容 平成 30 年 3 月から 11 月までの 9 か月間に、公用車 168 台の使用に伴い排出される CO₂ 排出量 296 t をカーボン・オフセットでゼロにする。</p> <p>3 カーボン・オフセット実施にあたっての考え方</p> <p>(1) 実施の前提となる CO₂ 削減対策 ガソリン車から電気自動車への切り替え (6 台)、リース車両更新による燃費性能の向上 (46 台) 等により、28 年度 (9 か月分) の CO₂ 排出量実績 (309 t) に比べ 4.2% 削減する。</p> <p>(2) 対象期間 以下の点を考慮して、3 月から 11 月までの 9 か月間とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・魚沼市のオフセット・クレジットが 12 月に認証され、購入手続きの完了が 2 月になること ・2 月の省エネ月間と合わせて効果的に啓発すること ・11 月のエコドライブ推進月間で PR すること

4 オフセット・クレジットの購入

友好都市の新潟県魚沼市と、地球環境フェア 2017 に出展した 3 つの自治体から購入する。

購入先	プロジェクト名	購入数
新潟県魚沼市	うおぬまわくわくの森プロジェクト	200 t
秋田県八峰町	白神山麓・八峰町有林 J-VER プロジェクト	32 t
新潟県阿賀町	阿賀悠久の森クレジット	32 t
高知県	高知県森林吸収量取引プロジェクト	32 t

合計 296 t 3,171,200 円 (税込)

5 カーボン・オフセットのねらい

- ① 地球温暖化対策や森林保全の大切さの啓発
- ② 都内で最も多い自動車部門のCO₂排出量の削減行動促進
- ③ 区職員の公用車利用や運転方法見直しのきっかけとする

6 区民等へのPR

- ① 期間中各車両にPR用マグネットシートを貼付 (3 ページ参照)
- ② 2月の省エネ月間中にパネル展示やホームページ、SNSでPR
- ③ 地球環境フェアなどのイベント開催に合わせて周知
- ④ 11月のエコドライブ推進月間でのPR
- ⑤ 12月の地球温暖化防止月間での結果報告

7 職員への周知

- ① 自転車・公共交通機関の優先利用、エコドライブの徹底を周知
- ② 3か月ごとにCO₂排出量を算定し、取組み状況を周知
- ③ 職員向け交通安全講習会での周知

8 相手先自治体の効果

区が支出するオフセット・クレジットの購入代金は、それぞれの自治体において、今後の森林整備や保全のプロジェクトに活用される。

9 今後の方針等

引き続き区の地球温暖化対策の一つとして、間接的にCO₂吸収量を増やす森林吸収系のカーボン・オフセットを自治体との連携で実施する。あわせて、カーボン・オフセットの目的や効果などをわかりやすくPRし、区民の環境意識を高めていく。

PR用マグネットシート (縦30cm×横50cm)

カーボン・オフセットで



CO₂ゼロの車です



足立区

CO₂ゼロ公用車

検索

平成 29 年度第 4 回足立区環境審議会資料

件 名	「あだち環境かるた 3」に採用する読み札の決定について
所管部課	環境部環境政策課
内 容	<p>「あだち環境かるた 3」に採用する読み札を決定したので報告する。</p> <p>1 選考経過 平成 29 年 9 月から 10 月にかけて区内小学校児童を対象に読み札を募集し、11,115 点の応募作品の中から、審査会を経て 44 の読み札を決定した。 (採用作品は 5 ページ参照)</p> <p>2 かるたの作成 平成 30 年度に「あだち環境かるた 3」の作成を予定しており、平成 31 年 1 月開催予定の第 11 回あだち環境かるた大会から、「あだち環境かるた 3」を使用する。</p> <p>3 表彰式 「あだち環境かるた 3」に採用される読み札を作成した児童への表彰式を、第 10 回あだち環境かるた大会会場（島根小学校体育館）において、かるた大会開会式に先立ち実施する。</p> <p>日時 1 月 28 日（日） 午前 9 時から 9 時 30 分</p>

あだち環境かるた3 読み札採用作品一覧

あ	あ、そうだ 電気はまめに 消さなくちゃ	な	何度でも 資源を活かす リサイクル
い	いつまでも 元気な地球 守りたい	に	人間の 生きる源 海と森
う	宇宙まで 届いちゃ困るよ ゴミの山	ぬ	布切れの 最後の役目 油吸う
え	エコマーク どこにあるかな 見つけよう	ね	ねえ聞いて それはまだまだ 使えるよ
お	おととつと いらぬものは 買っちゃだめ	の	残り物 使ってできる エコメニュー
か	可燃ゴミ 分けて捨てたら 資源ゴミ	は	始めよう 未来のために リサイクル
き	気をつけて 水の出しすぎ もったいない	ひ	広げよう「もったいない」の 合言葉
く	国つなぐ 医りょうのための エコキャップ	ふ	分別だ「燃える」「燃えない」「ビンとカン」
け	消したかな 出かける前に 再チェック	へ	変身だ ペットボトルが 洋服に
こ	ごみ捨ては ルールを守り 捨てようね	ほ	本当に そのレジぶくろ いるのかな？
さ	さあ行こう クリーン作戦 町きれい	ま	毎日の 工夫が大事 エコ作戦
し	省エネは みんなで地球を 守るため	み	未来へと 続く自然を 大切に
す	進めよう 一人一人の もったいない	む	無だにせず えん筆、けしごむ 最後まで
せ	節電は 未来を明るく 照らしてる	め	目の前に 地球の危機が せまってる
そ	そこでいい？ ゴミの分別 しっかりと	も	もったいない 食品買う前 量を決め
た	食べ残し なくして減らそう ごみの量	や	優しいね みんなの心 エコキャップ
ち	近くなら 歩きで行こう これもエコ	ゆ	雪の日も ゴミの回収 ありがとう
つ	つめかえが できる商品 選ぼうね	よ	呼びかけよう みんなで一しょに リサイクル
て	手品かな 資源を使って リサイクル	ら	ランドセル 大切に使おう 六年間
と	採れたての 足立の野菜 おいしいよ	り	料理後に 使う洗ざい 少なめに
		る	ルールをね 守ればみんな 気持ちいい
		れ	冷ぼうを 28度で 節約だ
		ろ	路地裏に 空きカン捨てるな リサイクル
		わ	私達 かん境守る リーダーだ！

平成 29 年度第 4 回足立区環境審議会資料

件 名	フードドライブ（未利用食品の回収）の常時受け入れ窓口の開設について
所管部課	環境部ごみ減量推進課
内 容	<p>平成 28 年度からイベント時に実施していたフードドライブ（未利用食品の回収）について、常時受け入れを以下のとおり実施している。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 開始日 平成 30 年 1 月 9 日（火）から 2 受け入れ窓口設置施設及び受付日 <ul style="list-style-type: none"> ・ごみ減量推進課（中央本町 1-17-1 区役所南館 11 階） 月～金曜 9 時～17 時 ・足立清掃事務所（東伊興 3-23-9） 月～金曜 9 時～17 時 ・あだち再生館（中央本町 2-9-1） 土、日曜 9 時～17 時 3 実施方法 <ol style="list-style-type: none"> (1) 流れ <div data-bbox="328 1151 1417 1384" data-label="Diagram"> <pre> graph LR A[区民からの食品提供] --> B[各施設で賞味期限等チェックの上で受領] B --> C[ごみ減量推進課で回収保管。食品の再度チェックを行う。] C --> D[NPO等に食品提供（月1回）] </pre> </div> (2) 対象食品 家庭で余っている賞味期限が 2 か月以上ある食品等とする。また、瓶詰食品も受け入れる。詳細は 9 ページのとおり。 (3) 提供先 区民参画推進課・NPO 活動担当課と連携して、区内の NPO 団体を中心に提供していく。 (4) 周知方法 12 月 25 日号のあだち広報やホームページ等で周知。 (5) 今後の方針 平成 29 年度、試行実施した上で、課題を整理し、区内各施設の常設開催を検討していく。その上で、各施設の適切な保管場所の設置や食品の効果的な提供体制を構築していく。

対象食品・飲料

- 缶詰・瓶詰(肉、魚、野菜、果物など)
- インスタント食品(カップ麺など)
- レトルト食品(カレーなど)
- ギフトパック(お歳暮、お中元等、贈答品の余剰など)
- 調味料(食用油、醤油、味噌、砂糖など)
- 飲料(ペットボトル飲料、缶ジュースなど)
- 嗜好品(コーヒーパック、お茶パックなど)
- 乾物(パスタ、うどん、蕎麦など)
- フリーズドライ食品
- お菓子
- シリアル
- お米
- 乳児用食品

受取ができない食品・飲料

- 賞味期限が2か月未満のもの
- 賞味期限の記載がないもの(お米は除く)
- 精米日から2年以上経過したお米
- 生鮮食品
- 冷蔵・冷凍食品
- 開封済みのもの
- 包装や外装が破損している、他の物に移し替えているもの
- アルコール飲料(但し、料理酒は可)
- 摂取にあたり医師の処方箋や指導、薬剤師の指導が必要なもの(医薬品、医薬部外品、医療用医薬品など)

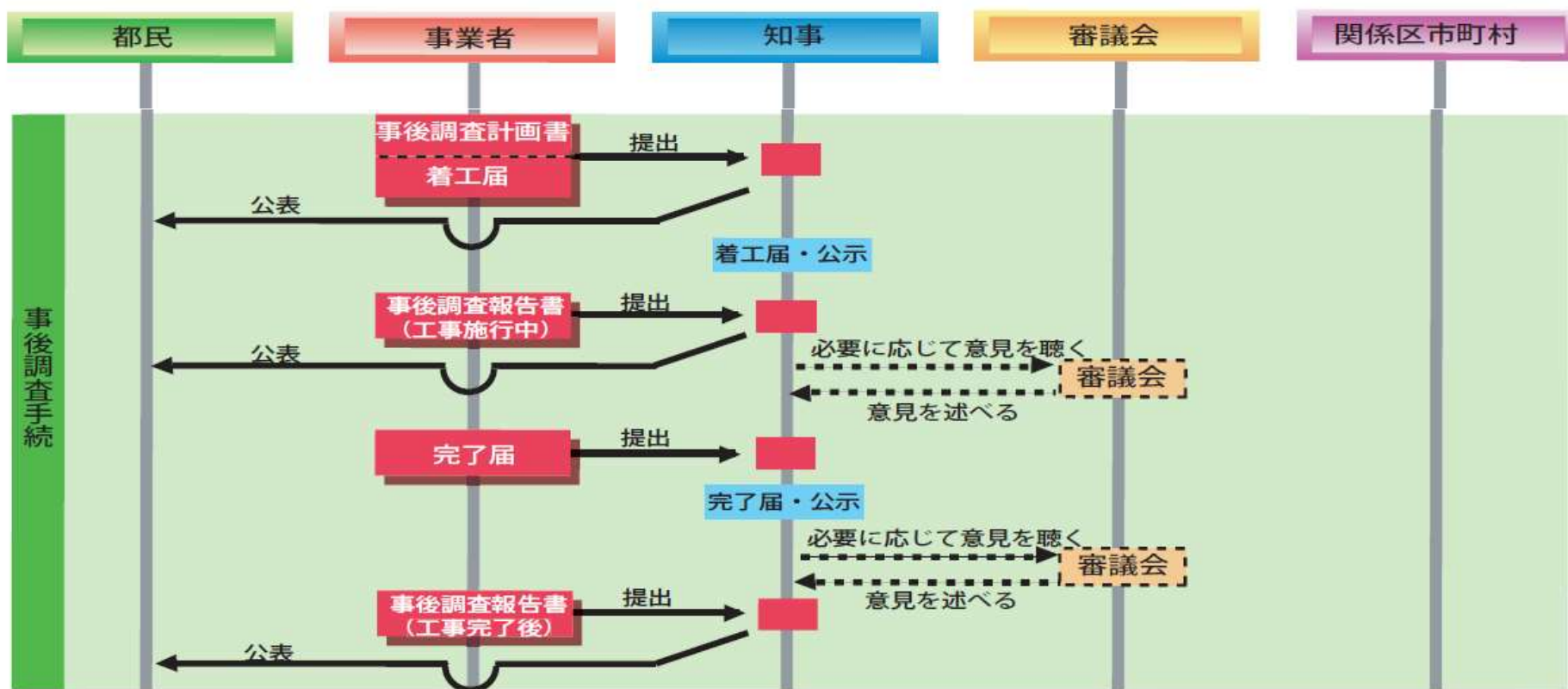
平成 29 年度第 4 回足立区環境審議会資料

件 名	都市鉱山から作るメダルプロジェクトについて
所管部課	環境部ごみ減量推進課
内 容	<p>使用済小型家電に含まれる貴金属を用いて、東京 2020 大会時の入賞メダルを作成する国民参加型のプロジェクトに、より多くの区民に参加してもらうことで、東京 2020 大会の機運を盛り上げるため、以下のとおり実施する。</p> <p>1 回収品目 携帯電話専用回収BOX（携帯電話・スマートフォン） ※一箱当たり、50 台～70 台回収可能</p> <p>2 回収期間 平成 29 年 12 月 1 日～平成 31 年春頃（予定）</p> <p>3 回収場所 ○足立区役所 ごみ減量推進課窓口（南館 11 階） ○各区民事務所（中央本町区民事務所除く）</p> <p>4 回収方法 ○携帯電話専用回収BOXは、必ず事務室内に設置し、データ消去の有無を確認し、対面で携帯電話を受け取った後、職員が回収BOXに入れる。 ○回収時間を午前 8 時 30 分から午後 5 時までとし、受付時間外は事務室内の鍵のかかる場所に保管する。</p> <p>5 回収目標 回収台数：4,000 台（金メダル 1 個作成するのに必要な台数）</p> <p>6 安全性の確保 ○携帯電話に穴あけを希望する場合は、ごみ減量推進課窓口において、携帯電話破壊工具で穴を開けた上で回収する。 ※スマートフォンについては、バッテリーが外せない機種は、発火の危険性があるため、穴あけできない旨説明し、本人が了承した場合のみ回収する。</p>

平成 29 年度第 4 回足立区環境審議会資料

件 名	竹ノ塚駅付近連続立体交差事業の環境影響評価事後調査報告書の提出について
所管部課	鉄道立体推進室竹の塚整備推進課 鉄道関連事業担当課
内 容	<p>東京都環境影響評価条例に基づき、東武伊勢崎線（竹ノ塚駅付近）連続立体交差事業の事後調査報告書（工事の施行中その 3）を東京都環境局に提出したので、以下のとおり報告する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 提出日 平成 29 年 11 月 17 日（金） 2 提出先 東京都環境局 3 調査項目 騒音・振動、廃棄物 4 調査結果 概ね環境影響評価の基準値内であった。 5 東京都環境影響審議会 提出した事後調査報告書は、平成 29 年 12 月 21 日に東京都環境影響評価審議会（第 9 回総会）に報告案件として付された。当審議会において、事業者（足立区及び東武鉄道）に対しての意見は特になかった。 <p>※東京都環境影響評価条例に定める基本フロー（10 ページ） ※別冊資料 事後調査報告書（工事の施行中その 4）（抜粋）</p>

東京都環境影響評価条例に定める基本フロー (事後調査手続のみ)



平成 29 年度第 4 回足立区環境審議会資料

件 名	省エネ法及び東京都環境確保条例に基づく報告書の提出について																																
所管部課	資産管理部庁舎管理課																																
内 容	<p>省エネ法及び東京都環境確保条例に基づく報告書を、下記の内容により提出し受理されたので報告する。</p> <p>1 省エネ法による定期報告書の提出（経済産業省）</p> <p>「エネルギーの使用の合理化に関する法律」（省エネ法）では、事業者単位（区長部局と教育委員会）で所管する施設の年度ごとのエネルギー使用量を原油換算し、対前年度比 1%削減の努力義務が課されている。</p> <p>平成 28 年度実績と対前年度比較及び過去の実績と対前年度比較</p> <div data-bbox="347 887 1393 1671" data-label="Figure"> <table border="1"> <caption>年度別原油換算量 (単位:kℓ)</caption> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>区長部局</th> <th>教育委員会</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成22年度</td> <td>8,092</td> <td>11,976</td> <td>20,068</td> </tr> <tr> <td>平成23年度</td> <td>8,446</td> <td>8,083</td> <td>16,529</td> </tr> <tr> <td>平成24年度</td> <td>8,904</td> <td>8,250</td> <td>17,154</td> </tr> <tr> <td>平成25年度</td> <td>8,926</td> <td>8,529</td> <td>17,455</td> </tr> <tr> <td>平成26年度</td> <td>8,570</td> <td>8,480</td> <td>17,050</td> </tr> <tr> <td>平成27年度</td> <td>8,457</td> <td>8,635</td> <td>17,092</td> </tr> <tr> <td>平成28年度</td> <td>8,491</td> <td>8,811</td> <td>17,302</td> </tr> </tbody> </table> </div> <p>○ 23 年度は、東日本大震災後の節電対策により施設の一部を閉鎖するなど利用を停止していたため 22 年度に比べ大幅な減となった。</p> <p>○ 24 年度は、照明を間引くなどの節電を継続していたが、施設を通常に開設したこともあり、23 年度に比べ区全体で 3.8%の増加となった。</p> <p>○ 25 年度は、前年度に引き続き日常的な節電に努めたが、24 年度に比べ区全体で 1.8%の増加となった（夏場の平均気温が高かった）。</p>	年度	区長部局	教育委員会	合計	平成22年度	8,092	11,976	20,068	平成23年度	8,446	8,083	16,529	平成24年度	8,904	8,250	17,154	平成25年度	8,926	8,529	17,455	平成26年度	8,570	8,480	17,050	平成27年度	8,457	8,635	17,092	平成28年度	8,491	8,811	17,302
年度	区長部局	教育委員会	合計																														
平成22年度	8,092	11,976	20,068																														
平成23年度	8,446	8,083	16,529																														
平成24年度	8,904	8,250	17,154																														
平成25年度	8,926	8,529	17,455																														
平成26年度	8,570	8,480	17,050																														
平成27年度	8,457	8,635	17,092																														
平成28年度	8,491	8,811	17,302																														

- 26年度は、前年度に引き続き日常的な節電に努めた結果、25年度に比べ区全体で2.3%の減となった。
- 27年度は、日常的に節電の継続を行ったが、教育委員会に於いて夏季講習や休日授業、学校開放等による運営時間の増加や、前年度において改修工事で休止中の施設が通年利用した事により区全体で0.2%の増となった。
- 28年度は、6月から10月にかけて平均気温が高く空調運転の時間が増えたため、前年度に比べ全体で1.2%の増となった。

2 東京都環境確保条例による地球温暖化対策報告書の提出(東京都環境局)

東京都の「都民の健康と安全を確保する環境に関する条例」(環境確保条例)により、エネルギー使用量が原油換算1,500Kℓ/年以上の事業所は地球温暖化対策報告書の提出とCO₂排出量の抑制が義務付けられている。

*平成27年度実績分より、原子力発電の停止に伴い、火力発電による発電量が増加したことにより電力使用量に係るCO₂排出係数も変更(約22%増)となった。

(1) 第一次計画期間(平成22年度から26年度までの5年間)におけるCO₂排出量の実績について

第一次計画期間のCO₂排出量は各年4,663t(基準排出量5,068tの8%削減量)に抑制することが義務付けられている。これについては次表のとおり達成した。

◎本庁舎のCO₂排出量(上限:4,663t)

単位:(t)	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	5年計
排出量	4,471	4,158	4,256	4,384	4,245	21,514

(2) 第二次計画期間(平成27年度から31年度までの5年間)におけるCO₂排出抑制量について

第二次計画期間におけるCO₂排出抑制量は、東京都通知により各年5,124t(基準排出量6,174tの17%削減量)に決定された。

◎本庁舎のCO₂排出量(上限:5,124t)

単位:(t)	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	5年計
排出量	5,092t	5,116t	—	—	—	—

3 今後の方針

区施設においては、省エネ法ならびに東京都環境確保条例で課されている削減目標を果たしていくよう、日常的な節電を継続し省エネに取り組んでいく。